

令和5年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和5年6月20日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和5年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年6月20日（火） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和5年6月14日（水）

5 通知した議題

(1) 議題

第1号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

第2号議案 山口県日本海・瀬戸内海海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について

(2) 報告事項

ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）

イ 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について

6 出席者

（委員：12名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則

（県及び事務局）

水産振興課	課長	澁谷 賢司
生産振興班	主幹	木嶋 久登
	主任	廣畑 二郎
漁業調整取締班	主査	吉中 強
	主査	土井 建一
下関水産振興局 水産課水産班	主任	神尾 豊
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	向井 秀
	書記	枝廣 直樹
	書記	中元 佑香

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

## (1) 議案

第1号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

### 【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 山口県日本海・瀬戸内海海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について

### 【審議結果】

原案のとおり変更することを決定した。

## (2) 報告事項

- ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）  
水産振興課から報告を受けた。
- イ 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について  
事務局から報告を受けた。

## 9 審議の概要

向井事務局長 定刻前ではございますが、出席予定者が全員お揃いですので、ただ今から令和5年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、12名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

それでは、開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆さんこんにちは。

第2回委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、例年以上にサバ類のTACが積み上がっており、TACの変更について協議する必要があるということで、急遽、委員会を開催することとしたものです。

皆様には大変ご足労をおかけしましたが、頑張っている本県の漁業者が少しでも多く水揚げできるよう委員会としても力を尽くす必要があると考えています。

本日は議題が2件、報告事項が2件ございますが、皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく申し上げます。

向井事務局長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規

定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、小田委員さんと河野委員さんをお願いします。

それでは第1号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 それでは、資料の1ページをお開きください。

令和5年6月16日付で、当委員会会長あてに山口県知事から諮問がされています。

内容については、水産振興課が説明します。

廣畑主任 水産振興課の廣畑です。

まず、初めにさば類の令和4管理年度のTAC管理ですが、管理期間は、令和4年7月から令和5年6月までの1年間です。

管理区分を中型まき網漁業とその他の漁業の2に分けて管理をしています。

管理区分の1つであります中型まき網漁業については、5月中旬以降、漁獲が積み上がりまして、漁獲枠が逼迫している状況であり、非常に苦しい管理を強いられている状況です。

今回の変更は、この中型まき網漁業への配分数量を増やすものです。

それでは、資料に基づいて説明します。

資料3ページをご覧ください。

まず、手続きの流れですが、これはTAC設定の際に毎回説明させていただいています。

手続きとしては、5段階あります。

まず、国が都道府県ごとの割当数量を設定、知事は県資源管理方針の配分の基準に従って知事管理区分ごとの漁獲可能量を設定、変更、知事は、関係海区漁業調整委員会に諮問、農林水産大臣がこれを承認、知事は設定、変更した知事管理区分ごとの漁獲可能量を遅滞なく公表という手続きで行われます。

今回は、③の関係海区漁業調整委員会に諮問という手続きになります。

次に知事管理漁獲可能量の変更状況について説明します。

さば類の漁獲可能量は、昨年6月28日に当初配分、1,100トンの設定を行っています。

資源管理方針別紙の配分基準に基づいて、中型まき網漁業にはそのうちの8割であります880トン进行配分しています。

また、9月と12月には国留保枠からの追加配分ということで、9月には1,000トン、12月には500トンの追加配分を受けまして、それぞれ漁獲可能量を変更しています。

そして今年の5月中旬以降、中型まき網漁業の漁獲が急激に積み上がり、その対応として鹿児島県から300トンの融通を受けることとなりまして、6月7日に漁獲可能量の変更を行っています。

なお、国からの配分変更については、当初配分と同様に資源管理方針の配分基準に基づきまして、中型まき網漁業に8割を配分して漁獲可能量を変更しております。

4ページに移りまして、知事管理漁獲可能量の消化状況について説明します。

6月16日時点のものになります。

山口県さば類中型まき網漁業については、漁獲可能量の残量が109トン、消化率は95.3%となっておりまして、漁獲枠が逼迫しております。

一方で、その他の漁業については、漁獲可能量の残量が199トン、消化率65.7%となっておりまして、比較的余裕のある状況となっております。

続きまして知事管理漁獲可能量の変更についてです。

まず、山口県資源管理方針における規定ですが、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準では、本県に配分された漁獲可能量のうち、8割を中型まき網漁業に配分することになっています。

ただし、この規定に関わらず数量の融通の結果、知事管理区分の数量変更が生ずる場合には、あらかじめ両海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとされています。

次に変更内容ですが、中型まき網漁業の円滑な漁業操業を図るとともに、都道府県漁獲可能量の消化率を高めるため、漁獲枠が逼迫しつつある山口県さば類中型まき網漁業区分への配分数量を変更させていただきたいと考えております。

変更方法ですが、5月中旬以降の急激な漁獲量の積み上げを受けて、鹿児島県から300トンの融通をいただきまして、これについては、県方針別紙の配分基準に従いまして、山口県さば類中型まき網漁業に8割の240トンを配分して、6月7日に漁獲可能量を変更しています。

今回は、さらに中型まき網漁業の漁獲枠が逼迫している状況を踏まえまして、6月7日の鹿児島県からの融通分の残り60トンについても、中型まき網漁業区分に配分を行いたいと考えています。

簡単に申しますと鹿児島県からの融通分300トン、これを緊急避

難的な措置として、中型まき網漁業区分へ全量配分することになります。

下の表が変更内容を示したものになります。

山口県さば類中型まき網漁業については、2,320トンから60トン増えまして、2,380トン、またその他の漁業については、目安数量が580トンから60トン減って、520トンになります。

その他の漁業は、目安数量が60トン減少することになりますが、漁獲枠は変更後も140トン程度残っています。

その他の漁業の今年の6月の漁獲量は4トン程度でありまして、過去3年の6月の平均漁獲量も3トン程度であり、140トンの漁獲枠があれば、枠を超過するリスクは低いと思われま

す。次のページに移ります。

令和4管理年度における国からの配分変更による知事管理漁獲可能量の変更方法についてということで、付帯決議の変更について説明します。

当初配分の設定の際に付帯決議をいただいています。

その時の付帯決議では、国からの配分変更によって漁獲枠変更が生じた際には、円滑な漁業操業を継続するため、資源管理方針別紙の配分基準、中型まき網漁業に8割を配分するという基準になりますが、これに基づき知事管理漁獲可能量を変更し、変更内容を事後報告することについて付帯決議をいただいています。

資料では予定となっていますが、鹿児島県から6月下旬に予定している200トンの追加融通については、融通が決まりました。

これについては、資源管理方針別紙の配分基準に基づいて山口県さば類中型まき網漁業区分に8割の160トン

を配分し、残りの40トンについては、各区分における漁獲可能量の消化率を踏まえて必要な区分に配分することについて了解をいただきたい。

それに加えて残りの管理期間において、どちらかの管理区分の漁獲枠が逼迫した場合には、関係漁業者の意見を聴いて、必要な量を当該区分に配分することについて了解をいただきたい。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

梅田副会長 ちょっと分らないから聞いていいですか。  
これは、結局6月末までのことを言っているのですね。

木嶋主幹 そうです。

- 梅田副会長 そうすると現在109トン余っている。  
後、あまり日にちはないから枠の配分をもらえば、水揚状況からして十分対応可能ということですか。  
7月からは、新しい管理年度になる訳ですね。
- 木嶋主幹 4ページの頭を見ていただいたら分かると思います。  
今、山口県さば類その他の漁業が残量199トン、今回了解をいただいて60トン中型まき網に移したとしても139トンの枠が残ります。  
139トンについては、間違いなくその他の漁業で使うことはないので、その分のいくらかを中型まき網に回させていただきたいということです。
- 梅田副会長 今から中型まき網が操業しても足りるということですね。  
今の水揚げ状況からして。
- 木嶋主幹 配分を受けた枠はこれしかないので、この枠内で操業してもらわないといけないということです。  
少しでもまき網が操業できるように枠配分したいということです。  
山口県としては、少しでも漁獲量を上げることによって次期以降の配分枠を確保したいということもあります。  
漁獲実績で枠配分されますので、まき網に枠配分することで、少しでも枠の消化率を上げたいということです。
- 梅田副会長 枠をぎりぎり使って、6月が過ぎればよいということですね。  
次期管理年度に入る7月からは、新しい枠があるので、12月までは持つということですね。
- 木嶋主幹 7月からは、新しい枠ということになります。
- 梅田副会長 分かりました。
- 森友会長 いいですか。  
まだ、200トン別にくるのでしょう。
- 廣畑主任 200トンは別に来ます。
- 森友会長 300トンの話をしているだけでしょう。
- 廣畑主任 今回の諮問は、鹿児島県からの300トンの融通分全量を中型まき

網漁業に配分するという事です。

追加の200トンについては、付帯決議の変更でお願いするという事です。

森友会長

さっき付帯決議は説明されました。

300トンの数字を入れた残りはこれしかないという説明でしょう。

さらに200トンがある。付帯決議を入れれば、枠はもう少し増えますね。

これは、6月16日時点でしょう。それ以降、今日までに何十トンか漁獲していますね。

廣畑主任

6月16日時点で、中型まき網の残枠は109トンですが、現在までさらに50トン位は消化しています。

森友会長

他にございませんか。

市川委員

ちょっと聞いて見るのですが、外海のことによく分からないのですが。

鹿児島県から枠を融通してもらおうということですが、鹿児島以外の長崎県や佐賀県とかいろいろありますが、その方は山口県に回すような余分な枠はないということですか。

廣畑主任

さば類について、数量明示で管理している県は、九州では長崎県と鹿児島県だけです。

長崎県は漁獲枠がかなり逼迫している状況で、融通はできないということですか。

市川委員

中型まき網は、外海に何隻いますか。

廣畑主任

6カ統です。

市川委員

ということになると、各県でうちは10統ある、うちは13統あるとかで、1統あたりの枠が決めてあって配分されるのではないのですか。

廣畑主任

直近の3年間の漁獲実績に基づいて、各道府県に枠が配分されます。全体のTAC枠を漁獲実績の率に基づいて配分します。

市川委員

6カ統いても、1統あたりの枠がある訳ではないので、たくさん獲



る方が勝ちということですね。

お互いに話し合いをして、1 統あたりの枠を決めたらどうですか。

澁谷課長

漁獲可能量は、あくまで県に配分されるものです。

後の管理の方法ですが、中まきにその8割を配分するということは決めます。

その配分した8割の枠について、運用で船団ごとに枠を決めるという方法を取ることはできます。

しかし、それをやると管理が厳しくなって、操業がやりにくいという面があります。

そのため、さばについては、まき網とその他に分けて管理しています。

森友会長

他にございませんか。

他に意見等ないようですので、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする。」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長

異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続きまして、第2号議案「山口県日本海・瀬戸内海海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記

それでは、資料の6ページをお開きください。

委員会の運営規程を一部改正するものです。

改正理由は、会議の緊急的な開催等により会議の開催場所に委員が参集することが困難な場合、情報通信機器、パソコン等ですね、を活用した委員の会議への出席が可能であることを明示するため、山口県日本海・瀬戸内海海区漁業調整委員会運営規程を一部改正するものです。

本日の様な急な会議の際に、WEBでの会議を可能とするものです。

改正内容としましては、以下の規定を新たに追加するということを考えています。

第4条第6項、会議の緊急開催等により、会議の開催場所に委員が参集することが困難な場合、委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

次の7ページには、新旧対照表を掲載しています。

昨日、日本海海区の委員会において同様な内容で審議をしていただいております、原案どおりで承認をいただいております。

本日、当委員会でご承認いただけたならば、本日付けで施行ということになります。

説明は、以上です。

森友会長

委員の皆様、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長

それでは、意見がないようですので、運営規程を原案のとおり一部改正することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長

第2号議案については異議なしと認めます。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

廣畑主任

水産振興課の廣畑です。

資料10ページになります。

付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更についてということと、さば類の漁獲可能量を変更したので報告します。

詳細な説明は、先ほど説明しておりますので、割愛させていただこうと思います。

一番下の表のところを見てください。ここの部分だけ説明させていただきたいと思います。

6月7日に鹿児島県から300トンの枠の融通を受けまして、県全体では2,900トン、中型まき網漁業は2,320トン、その他の漁業は現行水準ということで、知事管理漁獲可能量を変更しています。

以上です。

森友会長

ただ今、説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて、報告事項イ「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について」事務局より報告をお願いします。

向井事務局長

事務局の向井です。

資料の11ページをお開きください。

令和5年度の全国海区漁業調整委員会連合会の総会が、5月26日、東京都で開催されましたので、そのご報告です。

出席者ですが、全国海区漁業調整委員会連合会の委員、事務局職員が出席しました。

山口県からは、瀬戸内海海区の森友会長、日本海海区の濱本会長、事務局からは私が出席しました。

結果ですが、1号議案令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案、2号議案令和5年度事業計画書案及び収支予算書案について異議なく承認されました。

3号議案として、中央要望活動について、そこに記載してあるⅠからⅦについて協議され、これについても異議なく承認され、今後、関係省庁に対して要望活動を行う予定です。

来年度の総会の開催地ですが、引き続き東京都で開催することが決定されました。

その他としまして第17期後期の役員として正副会長が交代しまして、新たな会長は、福島海区会長が会長に選出されました。

その他、表彰行事として、10年以上委員に就任された方に対する海区漁業調整委員会委員表彰がありました。

本海区からは、河野委員、河内山委員、内藤委員が表彰されています。この後、表彰状を交付いたします。

報告は以上です。

森友会長

ただ今の説明、よろしいでしょうか。

以上で本日の議題は全て終了しましたが、事務局、何かありますか。折角の機会ですので、皆様何かありますか。

ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了したいと思います。

皆様、慎重な御審議ありがとうございました。

(14 : 02 終了)

上記のとおり令和5年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

